

クーポン券利用に関する注意事項等

利用制限

- クーポン券の利用は、同一世帯の方に限り、その他の方の利用はできません。
- クーポン券の利用は、個人の消費に限り、事業者間での利用はできません。

クーポン券の利用ができないもの

- ① 出資や債務の支払い(税金・振込代金・振込手数料・電気・電話・都市ガス・水道料・し尿処理手数料・保育料・学校教育費用・電車運賃等の公共料金)
- ② 有価証券・ビール券・図書券・商品券・切手・印紙・プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ 不動産に係わる支払い(土地購入・家屋購入・家賃・借地料・駐車場代等)
- ④ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑤ 特定の政治団体と係わるものや公序良俗に反するもの
- ⑥ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑦ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を備えて客に射幸心をそそる恐れのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に要する支払い
- ⑨ 取扱店が利用を不可とした商品
- ⑩ その他、法律でクーポン券による購入が禁じられている商品

その他

- コピーしたクーポン券などのご利用できません。
- クーポン券を転売や譲渡することはできません。
- 利用期限(令和4年12月31日(土)まで)後は、如何なる理由があっても利用できません。
- お手元に届いたクーポン券の盗難・紛失・滅失等については、クーポン券の再発行はできません。

お問い合わせ先

北名古屋市商工会内
きたなごや生活支援クーポン券コールセンター

☎ 0568-27-4501

北名古屋市九之坪竹田180番地1

受付時間

午前9時～午後5時
(土・日・祝日、12/29～1/3を除く)